

令和 5 年 9 月 1 5 日旭川市条例第 5 0 号

旭川市雪対策基本条例

(目的)

第 1 条 この条例は、道路の除排雪をはじめとする雪対策が、冬期の快適な市民生活や、円滑な経済活動を営む上で非常に重要であることに鑑み、雪対策に関し市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、雪対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、雪処理のルールへの遵守及びマナーへの意識を高め、雪対策に協働して取り組み、もって誰もが安心して暮らすことができる冬期の生活環境の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (3) 除排雪事業者 事業者のうち、道路の除排雪を行う者をいう。
- (4) 地域活動団体 旭川市まちづくり基本条例（平成 2 6 年旭川市条例第 3 号）第 1 4 条第 1 項に規定する地域活動団体をいう。
- (5) 雪処理 除雪、排雪、融雪設備の設置及び使用による融雪その他の降雪への作業をいう。
- (6) 地域除雪活動 地域活動団体が行う生活道路などの雪処理及びパトロール、地域の雪押し場の確保等の協働による取組をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、雪対策に関する基本理念、基本方針及び重点目標を定めた基本的な計画を策定し、並びに当該計画に基づく施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、事業者、地域活動団体、関係機関等にその周知を図り、協力を得るよう努めるものとする。
- 3 市は、地域除雪活動への適切な支援に努めるものとする。
- 4 市は、雪処理のルールへの浸透及びマナーの向上を図るため、情報発信その他の啓発活動を推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが所有し、使用し、又は管理する敷地（以下「自己所有等敷地」という。）内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理することを基本原則とし、雪処理のルール及びマナーを守るよう努めるものとする。

2 市民は、地域除雪活動に積極的に参加するなど、地域の雪対策の課題に対して互いに協力し、及び助け合うよう努めるものとする。

3 市民は、市、国及び北海道が実施する雪対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自己所有等敷地内の雪は、自らの責任と負担において適正に処理することを基本原則とし、雪処理のルール及びマナーを守るよう努めるものとする。

2 事業者は、地域除雪活動に積極的に参加するなど、地域の雪対策の課題に対して市民又は他の事業者と互いに協力し、及び助け合うよう努めるものとする。

3 事業者は、市、国及び北海道が実施する雪対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 除排雪事業者は、市、国及び北海道が定める基準に適合した除排雪を行うとともに、除排雪技術の向上に努めるものとする。

5 除排雪事業者は、道路交通法（昭和35年法律第105号）等の関係法令に基づき、安全で適正な除排雪を行うものとする。

(遵守事項)

第6条 市民及び事業者は、自己所有等敷地内の雪をみだりに道路に出してはならない。

2 市民及び事業者は、河川（河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定する二級河川、同法第100条第1項に規定する準用河川及び旭川市普通河川管理条例（平成12年旭川市条例第87号）第2条第1号に規定する普通河川をいう。次条第1項において同じ。）、水路等（以下この項及び第4項において「河川等」という。）への投雪により、当該河川等の流水に支障を及ぼしてはならない。

3 市民及び事業者は、自動車等（旭川市違法駐車等防止条例（平成12年旭川市条例第14号）第2条第1号に規定する自動車等をいう。）を道路上に駐車させるときは、同条第2号に規定する違法駐車等に該当しない場合であっても、当該駐車が除排雪作業の支障とならないよう努めなければならない。

4 市民及び事業者は、自己所有等敷地内における雪の堆積場所の確保や融雪施設の設置などの対策により、自己所有等敷地内の雪処理（河川等への投雪を除く。）、建築物からの落雪等で近隣住民に迷惑をかけ、又は道路交通、歩行者の通行若しくは河川等の流水に支障を及ぼさないよう努めなければならない。

（指導及び勧告）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定が遵守されないことにより、道路交通又は河川の流水に支障があると認めるときは、その原因となる行為を行った者又はその雪処理に責任がある者に対し、同条第1項若しくは第2項の規定の遵守又は必要な措置について指導をすることができる。

2 市長は、前項の指導を受けた者が正当な理由がなく当該指導に応じないときは、当該指導を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

（関係機関との連携）

第8条 市は、この条例の目的を達成するために必要と認めるときは、国、北海道その他の関係機関と連携し、又は協力を求めるものとする。

（財政上の措置）

第9条 市は、雪対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（旭川市違法駐車等防止条例の一部改正）

2 旭川市違法駐車等防止条例（平成12年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。